

令和6年5月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年5月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	ジェー・シー・ケー株式会社（法人番号：2010001019573） 代表者 羌国華
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区神田駿河台2-1-19 (東京営業所) 東京都葛飾区新小岩1-17-10 JCKビル
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 190日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和5年5月23日及び令和5年5月24日、定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 19点 当該事業者の累積点数 19点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年5月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年5月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	グランド・K株式会社 (法人番号：2030001093435) 代表者 金子登美雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸828 (本社営業所) 埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸828
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和5年7月25日及び令和5年8月21日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法(以下「運送法」)第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(5)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)